

## 国民教化政策と女教院

—復古と開化をめぐる—

### 論文要旨

「王政復古」「祭政一致」に基づき、再興された明治神祇官は古代の神祇官と異なり、大教宣布によって、国民を教化することをその職掌に加えた全く新しい機関である。本稿は、「開化」と「復古」という相反する二つの潮流が錯綜する中、明治初年の神祇行政から出発した国民教化政策が、神祇官から神祇省、教部省を経て、学校教育へと展開していく経緯を、女性の国民教化という視点からたどるものである。明治五年、神祇省を廃し国民教化を強力に進めるための教部省が設立されると、神職は教部省の管轄下となり、全ての神職は国民教導を担う教導職に補される。このような国民教化体制のもと、神事あるいは神職から、開化と逆行する時代錯誤の「巫業」や「卜い」といった巫覡性が退けられ、近代化を図る神祇行政が進んでいく。こうしたなかで、明治七年山梨県から、教部省に教導職にたる女性を神社神職の補欠とする提案が教部省になされた。これは人民「開化」の一端を開くものとしての提案であったが、こうした提案がなされる背景には、教導職にたる人材確保が困難であったという状況と、実際に教化活動に従事した女性教導職の存在が考えられる。

明治六年に設立された国民教化の拠点「大教院」のもとには、女性

小平美香

教導職を育成する「女教院」があった。これまで神祇行政史のなかでは論じられてこなかったこの「女教院」の教師たちの日記や書翰には、活動の実態や教部省との関係が語られているが、なかでも女性たちの学問形成上果たした国学者たちの働きが注目される。

キーワード【国民教化政策、教部省、教導職、女教院、国学者】

### 一、はじめに—『明治孝節録』と福羽美静

『教育勅語』発布に先立つ明治十年、宮内省より『明治孝節録』全四冊が刊行された。

後世に感賞すべき人々の「忠孝節儀」の事例を所収する本書は、明治初年の国民教化にも関わる教訓書であった。編纂は長州藩士出身の国学者、近藤芳樹（一八〇一—一八八〇）である。この書が刊行された当時、明治天皇の侍講であった国学者・福羽美静（一八三

一〇七) が記した序文には、本書が昭憲皇太后の内旨によって成ったものとなり、その成立までの経緯が詳しく語られている。

この孝節録ももとハ新聞紙などよりぬき出たるかつもれるなり。しかるに編いたならざりしとき明治六季皇城の炎上にあたり其稿本もまた灰燼となれり。美静侍講の任たるにより、かねて其事にあつかれるをもつてふた、ひ其拳におよひ官府賞与の簿冊等より其傳のいちしるしきをとらあつめてこれを皇后宮に奉ぬ。(「明治孝節録序」)

この序文を裏付けるように学習院大学所蔵の福羽文庫には、皇后宮料紙である飛香舎用箋に、美静によって記された『明治孝善録草稿』なる一冊がある。表紙裏に「皇后宮思召ニより学之考也」と記された本書には、男女交えた善行の事例五編が記されており、左表のとおり、『明治孝節録』の内容と本書の四編までが、また宮内庁書陵部所蔵の『明治孝節録』草稿本とはほぼ一致している<sup>(1)</sup>。

	学習院蔵『明治孝善録草稿』題目	『明治孝節録』題目	巻
一	相模国はつ女か事	はつ女	二
二	長門国とわ女か事	(宮内庁蔵草稿本「とはか」)	一
三	阿波国志内文五郎かこと	志内文五郎	一
四	開拓使貫属齋藤哲三郎か事	齋藤哲三郎	一
五	信濃国せん女か事	せん女	二

このことから、学習院大学所蔵『明治孝善録草稿』は『明治孝節録』成立に関係する福羽美静の手による原資料、あるいはその一部と思われる<sup>(2)</sup>。その書名も善行をあらわす「孝善」から、刊行過程において孝子、節婦を明示する「孝節」と改められたことも注目され、小編ではあるが『明治孝節録』の編纂過程を考える上で貴重な史料であろう。

さらに、本書刊行後も昭憲皇太后による『明治孝節録』の編纂事業は続き<sup>(3)</sup>、各府県に統編の編纂を目的とした事例の提出が求められており、これによって少なくとも二十四府県からの取調書が宮内省に提出されていることが確認できるという<sup>(4)</sup>。

津和野町立郷土館には、この『明治孝節録』続編の草稿『明治孝節録 続編一』が所蔵されていることが判明した。表紙に「傍訓未完」の朱書がなされた六十二丁から成る本書が、『明治孝節録』の続編であることは、明治十二年十月と記された加部嚴夫<sup>(5)</sup>による冒頭の例言によって明らかである。加部嚴夫(一八四九〜一九二二)は津和野藩出身の国学者で、福羽とともに明治初頭の神祇行政に関わり、のち宮内省出仕となった。

各府県からの取調書の存在に加え、本書の表紙には「東京府」「大阪府」「京都府(明治元年分)」の三府が目次に挙げられていることから、明治十二年当時この続編一に引き続き、各県ごとに分類された続編刊行事業が進められる予定であったと考えられる。

西谷成憲氏は、『明治孝節録』が教科書以外に、教導職の国民教

(2)

化活動でも使用された可能性を推察、また宮内省で編纂が進んでい  
たにもかかわらず、その続編が刊行されずに未完に終わった原因は  
不明で、今後検討が必要であることを指摘されている。<sup>(6)</sup>

一方、明治二十年には同じく昭憲皇太后の命によつて、『婦女鑑』  
(全六冊)が刊行されている。宮内省出仕文学御用掛に任じられた  
西村茂樹が編纂、皇后宮大夫杉孫七郎が序文を記し、修文は加部嚴  
夫が担当している。加部編纂による男女交えた善行を記す『明治孝  
節録続編』刊行構想が頓挫し、これに代わるように「婦女」の善行  
のみ集めた『婦女鑑』が刊行されたのだ。<sup>(8)</sup>

侍講として昭憲皇太后から度々「女学」<sup>(8)</sup>について下問を受けるこ  
とがあつたという福羽美静は、明治十三年東京女子師範学校の摂理  
(校長)となり、その後も女学をはじめ教育に関して様々な論説を



『昭憲皇太后史』より

行っている。その発端は、彼が国民教育を担った明治初期の神祇行  
政に深く携わった経歴に基づくと考えられる。神祇行政に関与した  
津和野藩出身の福羽美静、加部嚴夫による『明治孝節録』『明治孝  
節録続編』の各草稿本は、明治初年の国民教化策や、国学者たちの  
教育思想—とりわけ女性の教育—を考える上でも、さらに考察を加  
える必要がある。

明治二十三年「教育勅語」とともに下賜された、昭憲皇太后の御  
真影左側の机上には、薔薇の花とともに書物が置かれている。

この十冊の書物群が、『明治孝節録』と『婦女鑑』であると読み  
解いたのは若桑みどり氏である。そしてこの御真影を、洋装の「近  
代的風姿」と、書物が示す「伝統的婦徳」の結合を表象するものと  
し、これら二つの相反する要請が当時の女性たちに求められた理想  
の姿であると位置づけた。<sup>(10)</sup> もつとも、それは女性に対する要請とい  
うばかりでなく、「開化」と「復古」という路線が錯綜するまさに  
明治という時代の表象ともいえよう。

本稿では「開化」あるいは「近代化」と「復古」という相反する  
二つの潮流のなかで、明治初年の神祇行政から出発した国民教化政  
策が、神祇官から神祇省、教部省を経てやがて学校教育へと展開し  
ていく経緯を、女性の国民教化という視点からたどってみたい。<sup>(11)</sup>

## 二、国民教化政策としての風俗統制―神事の近代化

従来心願ト称シ擅ニ神楽ヲ社頭ニ奉納スルヲ禁ス

達

是迄心願ト称シ猥ニ社頭ニ於テ神楽奉納ノ儀自今禁

止之事

(『太政類典』第一編、第一卷)

明治四年二月十四日、心願成就のために社頭で神楽を奉納することを規制する右のような禁令が布達されている。こうした禁令は、それまでの神事、あるいは神楽を担っていた神職や巫女の職掌のありかたに、大きな変化をもたらした。<sup>(12)</sup>

「王政復古」「祭政一致」に基づき、再興された明治神祇官の機構は、「復古」とはいえ古代神祇官と同じものではない。明治神祇官の職掌は、「諸陵」と共に「宣教」―すなわち大教宣布によって国民を教化すること―を新たにその職掌に加えた新しい機関であった。

一方で神祇官の神殿には、古代神祇官と同じく、天皇守護のための神々「八神」が中心に祭られている。八神はいわば神祇官の象徴と考えられてきた神々である。この八神の祭祀を担当する「御巫」<sup>みかんなぎ</sup>ら女性神職と、神事に関わって行われる「卜兆」<sup>ぼくちょう</sup>(うらない)は、古代の神祇官の職掌であったが、明治神祇官の職掌からは外されて

いた。こうした明治の神祇官のありかたに象徴されるように、明治初年「巫」や「卜い」に対する規制が次々と行われていく。

明治四年になると、神祇官から太政官被官となった明治神祇省に「御巫」<sup>(13)</sup>が一端復活する。しかし、その直後に職名の改称が神祇省から正院に要望された。(傍線は筆者)

御巫字面御改之伺

先般、被置候御巫之字面差支候義有之ニ付、左之通御改メ有之度、此段遂伺候早々

決議希候也

改御巫 内掌典

改権巫 権内掌典

門脇神祇少輔

福羽神祇大輔

辛未(明治四年) 十月十二日

正院御中

(「諸官進退・諸官進退状」第二卷、明治四年十月)

設置されたばかりの「御巫」という職名の改称の理由は、右の史料傍線にあるように「御巫」の字面に差し支えがあるというものである。この伺いを出したのは、当時神祇省の少輔門脇重綾<sup>(14)</sup>と共に神

祇大輔の福羽美静であつた。

福羽美静はのちにその著『神官要義』（明治三十四年刊）のなかで、次のような神事観、神職像を述べている。

神明奉仕する事業必高くひろく彼の祝詞なる横山の如積なすとか豊かに云々なといふこと尤其時勢をみるべきものなり。時勢の変革を以て度を進むの道理を明らかにし、又方今神事にも中世以後弊風の生したることを弁知して弊事は速やかにこれを退け衆に対する教意においても、其迷信固陋狭量なる行事は必改めしむべし。徳義も武家時代文弱時代の徳義甚可嫌事あり。これ等の注意あるべし。神明に対し祈念心あるは当然ながら、俗間に称する如き利益報効を専念し、夫に乘して神官等の卑劣を極むるなどは最も注意戒心すべきことなり。

彼は神事の中にある中世以降の悪い習慣を捨て、迷信や固陋なる行事を改めるべきだという。そしてそれが、時代の流れを見た神明奉仕のありかたであるというのだ。中世以後の弊風とは、神仏習合と共に「迷信や固陋なる行事」、すなわち「卜い」や「巫」を指すものと考えられるが、こうした所業は開化の世にあつてはふさわしくないものであつた。このような美静の神事観、神職論には、古代の神祇官にならつて復活した「御巫」の職名が、差し支えるものと

判断された理由が表れていよう。<sup>(15)</sup> しかしそれは後に述べるように、福羽美静のみの見解ではなかつた。

明治五年四月三十日、国家官吏たる神職すなわち「神官」<sup>(16)</sup>は教部の管轄下となつた。さらに明治五年六月九日には、「各管内社寺ヲ以説教所トナシ稼業ノ餘暇聴セシム」<sup>(17)</sup>という教部省布達が府県に出されている。これは管轄内の社寺を説教所として、老幼男女共に稼業の余暇にそれぞれ信仰の社寺に詣り、「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」という三ヶ条の主旨に関する説教を聴聞するように一般末々まで遺漏なく布達するようにとつたものである。

同年八月八日には、神官が全て教導職に補されることが命じられる。教導職とは、明治五年から明治十七年まで国民に対する教化活動を行うために設けられた職である。<sup>(18)</sup>

教化の拠点として、東京・芝の増上寺を「大教院」とし、地方には「中教院」を、各神社・寺院は「小教院」として教導職は氏子や信徒を集めて説教・講義をすることとなつた。寺社は人心取攬に適した教化の拠点とされたのだ。<sup>(19)</sup>

福羽美静は、神祇省廃省の後、新たに設けられた教部省の大輔として国民教化の中心に位置した。そして明治五年三月、立法機関である左院の副議長と教部省御用掛を兼任していた江藤新平らと共に次のような建言を出している。

雅楽ヲ始能狂言其外俗楽ニ至ル迄音曲歌舞ニ属スル者教化ノ

一端ニテ人心風俗ノ關係不寡ニ付夫々取締相立懲勸ノ功相立候場ニ漸々相進ミ候様致度御座候間一切本省ノ管轄ニ披仰付度但雅樂ハ式部寮ニ御用有之候事ハ從前之通ニテ可然存候事  
 「三月廿七日教部」 (『太政類典』第二編、第十八卷)

すなわち、雅樂をはじめとする音曲歌舞は、人心風俗に關係し教化の一端ともなるので、一切を教部省の管轄としたいというものである。この教部省の建言は左院に認められ、やがてそれは同年八月二十三日の「能狂言ヲ始メ音曲弊習ヲ洗除シ風化ノ一助ト為サシム」(能狂言其他音曲歌舞營業ノ者心得方) という教部省布達(第十五号)<sup>(21)</sup>へとつながる。

ところが、明治五年五月、突如として福羽美静は、教部大輔を免官になっている。その理由は、近年の研究では美静と左院との軋轢によるものと指摘されているが、美静の伝記『木園福羽美静小傳』<sup>(22)</sup>には、彼の論がいわば開化的で省内で少数であったという理由があげられている。<sup>(23)</sup>

いずれにしる美静が去つた後の教部省でも、引き続き「トイ」「巫」に関する規制がなされていった。神祇官は明治四年には太政官下の「神祇省」となり、さらに明治五年の神祇省廃省後、国民教化を主眼とする「教部省」が設立される。このように神祇行政を担う機関は、短期間にめまぐるしく変容していくなかにあつて、「巫」に関わる政策は一貫していた。明治六年には、「巫覡の所業が禁止さ

れるが、その理由は次の教部省からの伺いに明らかであろう。

從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ等相唱玉占口寄セ等ノ名目ヲ以妄ニ吉凶ヲ指示シ靈魂ヲ招キ寄セ候ト称シ口問ヒ為致候等荒誕不経ノ甚キ愚民ヲ蠱惑シ智識ヲ抑遏シ到底開化ノ進歩却退セシメ大ニ教義上ニ關係イタシ候事故今般一切ニ禁止相成候様致シ度依テ各府県布達案取調相伺候間至急御評決有之度候也 一月九日 伺ノ通 一月十四日  
 (『太政類典』第二編、第二二六卷)

すなわち「巫」の所業は人々の心を惑わせるものであり、かつ「開化」とは逆行するものであつた。風俗統制といわれるこうした一連の規制は、民間の巫だけでなく、神事からの巫覡性の排除であり、それは神事あるいは神職・巫女の近代化といつてもよいだろう。明治六年七月の教部省達の「神官奉務規則」<sup>(24)</sup>には、当時の神職のあべき姿が示されている。

#### 第四

一 神官ハ教導職ヲ兼務ス其責タル綦重ナリ故ニ国体ヲ弁ヘ理義ニ通シ其言行皆師表ノ任ニ勝ユヘキヲ要スヘシ

#### 第六

一 卜筮方位ヲ以テ漫ニ吉凶禍福ヲ説キ無稽ノ祈禳等決テ行フ

ヘカラス

教導職として国民教化の一端を担った神官は、当然のことながら時代錯誤の迷信―巫覡的な所業やトイ―とは決別しなければならなかった。

社頭の神楽が規制され、音曲歌舞一切が教部省の管轄となった一方で、推奨された巫女の神楽もあつた。当時、奈良・春日社の「倭舞」「巫子舞」の講習が各所で当時さかんに行われたことを記すが、明治七年に刊行された春日社伝来の神楽の歌譜『藤のしなひ』<sup>(25)</sup>序文である。

冒頭には当時、教導職中、最高位の「大教正」で神宮祭主でもあつた三条西季知がこの春日伝来の倭舞、御巫子神楽について記した序文に続き、同じく「権中教正」と教導職名を明記した本居豊頼が次のように記している。

神のみまへに仕へまつる歌まひはしも、はやく立ちさわく世のちりにまきれて、石の上ふるき手ふりは忌垣のさかき葉地におち、御饌とのけふりたえくに消うせて、たましく國の神社に伝へたるも、あるはもろこしの風をとりましへ、あるは後の世のさとひたる方になかれしか多かるそくちをしき、春日神社の社司富田光美の家に伝へたるはさるたくひ二あらず、いと正しくみやひたり、されはその倭舞は、はやく

世に公にせられて歌譜はた桜木二にほへるを、御巫のまひなほいまた世にあまねからねは、此ころ光美講義この東京に出て、もはらその歌まひを教へつたふる二、つきく受習ふ人おほく、いまは大中教院は更なり、その社、かしの宮とさるへき御まつりのをりくには、かならずこのやまとまひ、また巫舞をかなつる事の如なりぬ、かくてつきく二くにく、廻の、大やしろ小社にも受伝へ行ひて、後世のさとひたる手ふりかしかへは、それやかて神事の正しくなり、古にかへる一ふし二して、い梓中とりもちてつかへまつらし、春日の大神ころにもかなはましと、八廻女かかさしの藤のうちなひき思ふまゝに、青すりの此のすり巻ぎのはし文を一事としるしつ

これによれば、諸社における神前で古い歌舞は多く消えているなかで、春日神社の社司がつたえる神楽舞は正しいものであるという。後世の「もろこしの風」「さとひたるかた(田舎じみたかた)」の歌舞がこれに変われば、神事も正しくなり、「古にかえる」と述べている。

高位の教導職二人の序文を冒頭に掲げ、諸社だけでなく、大教院、中教院でもこの神楽舞が行われていたことを記していることから、春日社伝来の神前神楽が教部省によつて、近代の神事にふさわしいもの、すなわち「正しい」ものとして推奨されていたことが窺えよ

う。神事や神楽そしてそれを担う人々―神職や巫女を、「復古」という名のもとで時代に合うように改めていくこともまた、国民教化政策の一端であった。

### 三、教導職と神官―女性祠官登用をめぐる資料から―

明治七年六月二十八日、福羽美静の後任で教部大輔になった穴戸璣のもとに、山梨県参事富岡敬明から郷社祠官設置について次のような伺いが出されている。

當縣管下甲斐国全八十九区郷社祠官ノ儀於假中教院教導職筋試験ノ上撰挙候処、固ヨリ当器人少ノ儀ニ付祠官闕員相成候節ハ、假令婦人タリトモ畧書史ニ涉リ純厚教導職ニ堪ル者ハ祠官申付右補欠イタシ度、於然ハ人民進歩ノ一端ヲ開キ勸奨ノ裨益不少候儀ト相考候間、何分ノ御指令有之度此段相伺候也。追テ本文御許可相成儀ニ候ハ、祭服ノ儀御制度可有之哉為心得此段添テ相伺候也。(山梨県伺 教部省宛)<sup>(26)</sup>

この史料は、山梨県下の郷社の神官に欠員がでる場合、たとえば婦人であっても、書籍を広く見聞し、純厚な性質で、教導職にたえる者は、神職を申しつけて欠員を補欠したいという女性神官登用の伺いである。そしてそれは、人民進歩の一端をきり開く推奨の助けと

なることを目論んでの伺いであった。

この伺いを出した富岡敬明は、佐賀県の生まれで、明治五年に五十歳で山梨県参事として赴任している。その後県内の日野原の開拓に貢献し、農民騒動を治め県令藤村紫朗の補佐として山梨県の近代化を進めた人物であるという。<sup>(27)</sup> 右の伺いからも富岡は、いわば「開化」という観点から郷社における女性祠官の登用を提案したといつてよいだろう。

この山梨県からの伺いをめぐる教部省、式部省と左院とのやりとりについては、既に別稿にまとめられたが、<sup>(28)</sup> 左院は最終的に女性祠官を認めないという決定を下した。

ここでは、国民教化という観点から女性祠官に関する左院回答を改めて検討してみたい。

別紙教部省伺婦人ヲ以テ郷社祠官ニ撰挙ノ儀竭審議候処、抑<sup>①</sup>婦人へ独立ノ職掌ヲ任スルコト皇女ヲ以テ齋宮ニ任セラルノ古例有之候ヘトモ後世ニ於テ事理不相当ノ事ニ有之。<sup>②</sup> 今郷社祠官ト雖モ既ニ官給ノ規定モ有之、教導職同様ニハ難見做。又祠官ハ元男子ノ務ムヘキ者ニシテ女子ヲ必スヘキニ非ス。故ニ又内掌典同様ニハ難見做。若シ之ヲ御許相成候時ハ、<sup>③</sup> 女子ノ戸主ニシテ配偶ノ夫ヲ家族トナスノ端ヲ啓キ風儀ヲ敗ルノ基ニモ相成、且是ヨリシテ諸職員ニモ列スヘキ權利ヲ有スル姿ニ立至リ可申旁本件ノ如キハ断然御禁止相成可然存候。然ルニ辛未ノ九月別紙ノ通り神祇省ヨリ相達候趣モ

有之候得共、当時ハ官制未タ整備ニ至ラス、国家官吏ト国務官吏トノ区分モ判然不致事ニ付、今般本件回答之砌、同伴取消之儀、教部省ヨリ可申達段モ式部寮ヨリ申添可然存候也。(傍線は筆者による)

(「左院議按」法制課 歴査・此方決済 明治七年七月二十日)<sup>(29)</sup>

右の傍線①のとおり、女性の神職を考えるにあたっては、「齋宮」制度の古例が出されている。「復古」という観点からすれば、古代の神祭りを専らとする職が参照されるのもつともなことであろう。しかしそれは後世において「事理不相当」——すなわち、今の時代にそぐわないものとして考えられている。女性神官登用の提案とその議論も結局は、「復古」と「開化」をめぐる問題として考えられるのだ。

加えて傍線③のとおり国家官吏としての神官への女性任用は女性戸主の問題にまで発展し、そのことが風儀を乱すとの見解があげられている。つまり、その決定はあくまでも明治の世にふさわしい国民のありかたに焦点があたっており、女性神官登用をめぐる議論は、宗教観によるものではなく、専ら国民教化政策の問題として捉えられていたと考えられよう。

一方、②のとおり郷社祠官でも官給の規定があるので、神官は無給である教導職とは同様にみられないという文面に注目したい。この女性祠官登用の提案が、明治初年なぜ山梨県からなされたのか。その背景を考える上で、キーワードとなるのは、やはりこの「教導

職」という言葉である。先に述べたとおり、明治五年には、神官は全て教導職を兼ねることになっていたことを考えれば、それはむしろ当然のことといってもよいだろう。

明治六年十一月二十七日の教部省布達による「大教院并中教院規則」<sup>(30)</sup>によれば、教導職の撰挙について次のように規定されている。

第六條 教導職ハ一身ヲ以テ衆庶ノ模範ト為レハ品行人望学識講義篤志ノ五科ヲ以テ検査シ撰挙スル事 (「大教院規則」)

その公撰式検査の詳細の方法とは、同規則<sup>(31)</sup>によると、「撰挙ノ精粗ハ教法ノ盛衰ニ係ル慎重注意セサルヘカラス」として「品行」「人望」「学識」「講義」「篤志」の五つの科について上中下の三つの等位を設け、一級は五科上等から、十四級は二科下等という基準で神官僧侶を試補するとある。

明治六年七月には「教導職撰挙方ヲ改ム」として教部省布達により、官国幣社神官并教導職撰挙について、次いで神官僧侶以外の一般教導職の試補についての布達が出されている。また十二月には、未だ教導職を兼補していない府県社以下の神職が多いことから、これを改善するため「府県社以下祠官掌教導職兼補ニ勝ユルモノヲ精選セシム」(教部省布達三十三号)が出された。さらに明治七年には、「教導職薦挙ノ法ヲ精密ニス」として教導職の選挙に関わる達が問をおかず出されており、教導職による国民教化政策を急速に進

めようとする慌ただしさが窺われる。

先の山梨県からの問い合わせは、こうした教部省からの教導職精選の要請に関連するものと考えられるだろう。しかし山梨県の伺い(8頁)にある「固より当器人少ノ儀」という表記にもあらわれているとおり、政府が求めるような教導職にたる人材の確保は、困難をきわめたことがよみとれる。それ以前の神職、国学者による宣教使の制度が十分に成果を上げられなかったことからこれもそれは容易に想像できることであろう。<sup>(32)</sup>

『明治史要』には、内務省戸籍表から抽出された明治七年一月現在の教導職数が記されている。それによると、教導職総数は二、〇八七名で、うち女性の教導職が二名(東京府一、熊谷県一)となっている。<sup>(33)</sup> 教化の対象が老若男女を対象とした万民である以上、女性の教導職が必要とされたのはむしろ自然な流れであろう。

折しも山梨県よりこの女性祠官登用の伺いが出る一月前、明治七年五月二十三日、女性の教導職を養成する機関である下谷女教院開校祭典が行われていた。その開校祭典の式次第をみると、「大祓」<sup>(34)</sup> 「神殿祭」「鎮祭」とあり、祭典とはまさに神前で行う純然たる神事であった。神事の所役は次のとおり教導職を中心とした女性たちである。

齋主 打着緋袴  
祓主 打着袴

(平巻志)  
〔万〕里小路良子  
跡見花蹊

典礼 打着袴 日尾直子

賛者 打着袴 大麻行事 小原燕子

同 伴仲子替之 木城花野

同 手長ノ長兼ル 平田長子

後取 打着袴 姉小路千代滝

打着袴 木城花野

神饌掛 紋付袴 最上猷子

同 神部兼ル 荻野吟子

装束掛 同 加藤若代

同 同 貫輪竹子

手長 同 日尾寿子

同 同 外二十人

同 同 神部兼ル

左院で諸社における女性祠官登用禁止が決済される直前、奇しくも教部省のもとでは女教院が開校され、打着袴(袿袴)を祭服とした女性たちによる神事が執行されていたのだ。教導職が説教する時には、必ず神拝を行うので祭祀に準じて祭服を着用することが、明治六年九月、教部省より上申されている。女性祠官登用の伺いが山梨県から出された背景には、こうした女性の教導職の存在や、説教に伴う神事の執行があつたことを指摘したい。

## 四、女教院と教導職―跡見花蹊の日記から

明治六年六月十七日、大教院のもとで女教院が開講されていたこと、あるいは女教院について記された公文書は、管見の及ぶ限りみあたらず、明治六年十一月の大教院規則にも女教院についてはふれていない。神祇行政史の中で女教院についてこれまで論じられてこなかったのもそのためであろう。<sup>(35)</sup>

ところが跡見女学校の創立者、跡見花蹊の日記には、花蹊が教導職に任命され女教院が開講される経緯が克明に記録されている。教部省とのやりとりや、当時の説教や神事の様子などが記されたこの日記は、公的な記録ではないものの、女教院や女教院に関わった教導職たちの活動を考える上で貴重な史料であろう。女教院については跡見花蹊の業績を中心にすでに言及されているが、<sup>(36)</sup>女教院を中心に論じられてはいない。本論では神祇行政史の観点から、女教院の活動を主に日記からたどっていききたい。

花蹊が教導職に任命される発端を、この日記からたどるとすれば、明治五年（一八七二）十月二十七日条の、「渡辺先生相頼、皇漢学入学ス。則先生来られ候也。」という記事が注目される。渡辺先生とは、国学者で当時教部省の出仕であった渡辺重石丸（一八三六―一九一五）のことである。この日から花蹊の日記には「渡辺先生御出、講釈聞。」の記事が頻繁にみられるようになる。

それから間もない明治六年（一八七三）五月十二日、「花蹊、教部省ヨリ御用召差紙来着ス。」の記事に続き、翌十三日の記事には、「朝、第十字、教部省へ出頭。補権訓導拝命。三島教部大承奉。夫ヨリ芝大教院へ出頭ス。三ヶ条命紙給候也。」と続く。

前頁に挙げた「下谷女教院開校祭典」の「所役」の筆頭に掲げられた「齋主」（祭りをとりしきる役）万里小路良子とは、姉小路公前の娘、姉小路良子（一八五六―一九二六）のことである。花蹊の姉藤野（千代滝）が姉小路家に仕え、姉小路公知との間に公義を設けた縁で、花蹊の父重敬も姉小路家に出仕、公義とともに、<sup>(37)</sup>花蹊たちも上京の運びとなり、東京の姉小路家に同居することになる。上京した花蹊のもとには京都華族の娘たちが次々と入門し、一方で宮内卿からの依頼を受け、宮中典侍や掌侍らの女官たちに漢学を講義している。<sup>(38)</sup>

教導職には、「大教正」（二級）を筆頭に、権大教正（二級）、中教正（三級）、権中教正（四級）、少教正（五級）、権少教正（六級）、大講義（七級）、権大講義（八級）、中講義（九級）、権中講義（十級）、少講義（十一級）、権少講義（十二級）、訓導（十三級）、権訓導（十四級）の十四階級があった。当時三十四歳の花蹊が十四級の「権訓導」であったのに対し、明治六年五月二十七日、良子は十七歳にして教導職の「大講義」に任じられている。「大講義」は教部省で任命できる最も高い七級であった。<sup>(39)</sup>

同年六月、芝・増上寺の大教院神殿に、旧神祇省に祭られていた

「八神殿」が移築され、大教院神殿上棟祭、神殿四柱大神鎮祭、開講式が行われた。六月十七日の大教院神殿での開講祭典には神官僧侶数千人の中に交じり、「童」の髪型に結び、緋袴に松重の色目の袿姿の良子が、女性たちを率いて、神前で教詞をあげた様子が日記に記されている。この様子は当時の『新聞雑誌』にも掲載されていることから、良子ら女教師たちの姿も注目されていたのだろう。

良子の「大講義」任命は、教部省からの依頼によるものであったが、女教院開講にあたっては、問題がなかったわけではない。日記には「教部の方ハしきりに相す、み候」一方で、「上官ノ処にて教部のさまたけ致し候者之有」という記述がある。教部省のいう「上官の処」とは、おそらく左院のことを指すであろう。

しかし「大教院で女教院を行い女引立度と段々に人力を尽くす」というこの教部省の方針に対して、宮内大輔（万里小路博房）が「成程ヨキ事」として、「此女子引立の事は、皇后様より御引立に成らねは成らぬ事故、此事は是非申入て行二盛大の様、可取行（致）度」と発言したことが記されており、女教院開講の背後には、昭憲皇太后の関与が考えられる。

教部省で良子が大講義に任じられた明治六年五月二十七日、花蹊は芝大教院の局長から女教院取り立てにつき、女教師の人選を依頼されている。同年六月十七日に開講された女教院は、教部省の依頼で、さしあたり姉小路家を借りて開校することになった。早速、六月二十五日には、姉小路家を仮の宿にして女教院が開校され、初日

には良子が『古事記』を講義している。

同年七月二十二日には女教院の教師たちが、「女教師請待」として神田大和町で説教を依頼された折の様子が記されている。万里小路大講義以下教師たちが人力車に乗って出かけていくと、道すがら人だかりができており、まず神前で良子が祝詞をあげ、その後二名の女教師による説教が行われている。

花蹊の日記のなかで特筆すべきは、女教院に関わる人々の名や様子が、細部まで記録されていることだ。この時説教をした教師は「照子、長子」とある。この二人は、日記から判断すると青山照子、平田長子と思われる。青山（梅津）照子は教導職十三級の「訓導」で、父は青山正胤、夫は「大講義」の梅津教知であり、夫婦で教導職にあつた人物として登場する。照子の教院での講義は『教院講録第五号』に収録されており、それによれば大教院が有志の婦人を登用し、「男女ノ別ヲ正フシテ女教ヲ宣布ナサシメ給フ事、是教法ノ正シキ大体ニテ、婦女子ト雖度外ニ置カズ、万民一体二人道ヲ知ラシメ給フ難有イ御主意デゴザル。」とあり、婦女子であつても、万民一体として度外視されていないことが有りたいと述べている。

一方、平田長子は教部省に許可を得て刊行された教義書のひとつ『明教事実』（明治七年）の著者の一人であると考えられる。巻末には本書刊行が梅津大講義の勧めによるものとあるから、女教院での人的関係も本書の出版に関わっていることが窺われる。

女教院が姉小路家を離れ、下谷女教院が開校されるまで、日記に

は花蹊の書画の稽古と共に女教集会の様子が度々記されており、女教集会が定期的に行われている様子が窺われる。集会の記事には、次のように当日の参会者や講読した書物等も記されている。

〔明治六年 十一月〕十八日 晴。

女教集会。井上頼国、角子、長子、花野、勇子、照子来、即帰ル。伴トシユキ家内来ル。古史成文輪読、外説教ス。

こうした集会の参会者を分析していくと、当時大講義であった国学者・井上頼国（一八三九〜一九一四）の門人やその関係者、田中角子、荻野吟子、内藤ますなどの名が注目され、女教院運営には井上頼国が重要な位置にあつたことが窺われる。

女教院開校記念式典の諸役中にもみられた荻野吟子（一八五一〜一九一三）は、後に東京女子師範学校を卒業したのち、女性として初めて医師になった人物である。女学塾の教師を経て医師になった吟子はやがて、キリスト教の洗礼を受け社会運動に参加する。教部省の国民教化はキリスト教防衛を目的として設置されていた機関であつたこと、また吟子が頼国の塾の門下生であつたのはわずか一年ほどであつたことを考えると、荻野吟子の女教院での活動は注目すべき記録であろう。

埼玉県飯能出身の田中かく（角子）（一八五九〜一九五三）も日記に度々登場する人物だ。かくは明治六年に頼国の門下生になり、

翌明治七年権訓導となつて<sup>(45)</sup>いる。一方、甲府出身の内藤ます（末須満須子）（一八二三〜一九〇一）は、大教院の教義書となる『女教草』<sup>(46)</sup>（明治六年九月刊行）の筆者である。本書発刊に関しては、頼国が版行に関わつたという<sup>(46)</sup>。花蹊の日記では、まずは主に明治六年に登場するが、その後明治六年から七年にかけて、山梨県で教導職（権訓導、訓導）として説教し、その様子は当時の『甲府新聞』においても報道されている。こうした教導職としての、ますの実績<sup>(47)</sup>が、山梨県から女性祠堂登用の伺いを出す契機となつた可能性は高いだらう。あるいは富岡敬明らは具体的な人選に内藤ますを想定していたかもしれない。

日記には、明治六年十二月三十一日、芝大教院の大講堂が火出た後、芝大神宮へ平田長子が出張して四柱神の遷座祭の行列に加わる記事や、麴町中教院<sup>(48)</sup>の祭典に「女教師一統」が出動する様子も記されており、当時の大教院、中教院と女教院との関係も垣間見られる。

また明治七年七月三十日には、女教集会に度々登場する教導職の木城花野が女教院へ引越したとあり、女教院に宿直する女教師の存在も窺われよう。花野の略歴<sup>(49)</sup>には、この日記を裏付けるように明治七年七月十四日「受女教宿直教導之命」とある。

ところが、明治七年七月下谷女教院が開校されたわずか半年後、明治八年二月三日の『朝野新聞』<sup>(50)</sup>には、同年一月三十一日付で教部大輔に出された花蹊の権訓導辞表の写しが掲載されている。

私儀么麼婦女の身を以て乏きを権訓導の重任を受け候段冥加至極難有仕合に奉存候。然る處私儀絵事の外女教をも教授仕寸陰尺璧暇逸に違あらざる處生質多病遺憾実に鮮からず。伏て惟れハ女教の任たる甚重し。昔者漢劉向女教の正からず王政の振ハざるを患ひ列女傳十五篇を著せり。私儀不肖愚昧ニハ候得共常に此の書を読ミ心竊に嚮往し女教の係る所浅々ならざるを知れり。今権訓導の重任を負荷候ハ実に千古の特典なるを以て自ら奮励せんと欲すと雖とも其奈んせん不肖多病恐らくハ尸素の譏を致し其任に堪へざらんことを。因て決然是迄の職掌を速に御免被下度伏て奉仰御許可候。誠惶懇迫の至に堪へず謹て上表以聞す。

明治八年一月三十一日 跡見花蹊

教部大輔六戸 磯殿

右の辞表には女教の任の重さが記され、辞職の理由は多病とあるものの、花蹊はこの年の十一月二十六日、跡見女学校を開校している。花蹊の「権訓導」辞職の後、女教院はどのようになつたのだろうか。女教院についてあれだけ詳細に日記に書きとめていた花蹊だが、辞職についての記述は一切みられない。しかし、花蹊の辞職は女学校開学だけでなく、明治八年五月に大教院が解体され、明治十年一月に教部省が廃される一連の流れの中に位置づけて考えるべ

き事象であろう。

いずれにしても女教院の中心であつた姉小路良子を支えていたのは、花蹊であつたから、その辞職によつて女教院にも大きな変化があつたことは想像に難くない。良子はこの後、明治十一年十二月に昭憲皇太后の女官、権掌侍となつている。

一方、女教院の教師たちもそれぞれの道へ進んでいった。女教院で宿直教導をしていた木城花野は、大教院が解体された後、明治八年六月二十日に教導職を辞職、同年八月、東京府に「皇学」「漢学」を女子に教授するための「私学開業願」を出している。花野は女学塾開塾の後、さらに栃木県模範女学校の教師として赴任している。

内藤ますは、明治八年三月十二日、「女学家塾願書」を山梨県令に提出し、これが許可された。こうしたますの活動は山梨県女子教育のさきがけとされている。但し、女学塾設立願書によれば、まさにこれ以前に山梨県で「女教院」を設立することを願ひ出たことがわかる。<sup>(51)</sup> その時期は少なくともこの願書が出された明治八年三月十二日以前であるが、その提出時期が、花蹊が教導職を辞職した前か後かによつて、ますが山梨県女教院設立願を出した意味も異なつてくるであろう。<sup>(52)</sup>

跡見女学校の開校式は、「八意思兼神」の祭壇の前に、花蹊が祝詞をあげ、盛装した女生徒たちが神饌奉仕をしたという。<sup>(53)</sup> その様子は、まさに女教院開講式での女教師たちによる祭典を彷彿させる。跡見女学校の教員には、共に女教院で活動した姉の跡見千代滝だけ

でなく、渡辺重石丸が国漢学の教員として出講していた。

大教院の解体により国民教化という本来の機能を失った教部省は廃省に向かう。しかし、女教院に関わった跡見花蹊はじめ、木城花野、内藤ますらは、教部省を離れた後、新たな教育の場を開拓し独自にその活動を広げていった。一方、国民教化に関わった国学者たち―福羽美静をはじめ井上頼圀もまた、その後学校教育のなかで女性たちの教育にも携わることになる。

教部省のもとで行われた教化活動や教導職としての経験は、「復古」と「開化」の潮流の中で、近代教育にどのように反映されていたのであろうか。教部省設立から廃省という国民教化政策の流れの中で、女性たちの学問形成にあたった国学者の働きにも注目していきたい。

**注** 引用の史料については筆者の判断により、漢字を通行のものとし、

句読点の補足、振り仮名の削除など一部表記を改めたところがある。

- (1) 宮内庁書陵部所蔵の草稿にある第一巻の「とは」(長門国大津郡)が削除されて刊行されていることについて、西谷成憲氏は、これが仇討ちの話のため、明治六年二月五日に出された「復讐の禁止」によるものであると指摘している。(西谷成憲『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒賞との関連において)(『多摩美術大学研究記要』第十一号、一九九七)。

(2) 勝又基氏は、『明治孝節録』編纂に用いられた簿冊にはたどりつけないでいるとしているが、本書が明治期の褒賞と直結するものではなく、新聞というメディアを情報源として編纂されたことに注目

する。また本書の編纂者であった近藤芳樹の日記『近藤芳樹日記』から明治八年五月二十日に「省ヨリ孝義ノ人ノ伝ヲヲクリ来ル」という記述を挙げ、福羽美静がまとめたであろう『明治孝節録』の原資料が手渡されたことを指摘している。(勝又基「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞」『文学』隔月号第五卷・第一号、岩波書店、二〇〇四) 学習院所蔵の福羽美静による『明治孝善録草稿』は、勝又氏がいうこの原資料に関わるものであろう。

- (3) 上田景二編『昭憲皇太后史』(公益通信社、一九一四、七五頁)には、昭憲皇太后のこうした活動に関連する記事もみられる。「明治天皇御在世中、故人にして忠あり、功ありと認めさせらるゝ者に對し、屢々恩命を下し給ひ位記追叙等の御沙汰のあつた事は、皆人の知る所で御座いますが漏れ承まはる所では、皇太后陛下には、其度毎にそれらの忠臣功臣の事績について、深く御注意遊ばされ、特に近臣に御下問あつて、詳しく御聴取り遊ばさるゝ事も度び々あられたと申す事です」。

- (4) 西谷成憲『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒賞との関連において(前出)。また、『岐阜県歴史資料館行政文書目録』によれば明治十一年には「皇后宮之内旨ヲ奉シ維新以降孝子節婦等ノ明治孝節録編纂ノ儀ニ付達」が出されている。

- (5) 『明治孝節録 続編一』の冒頭には、朱字で校正された例言があるが、これを清書したものと思われる野紙が本書中にはさまれており、この野紙文を左に掲げる。

明治孝節録続編

例言

この篇は曩に近藤芳樹翁宮内省の命によりて編輯せし明治孝節録の続篇なり。故に文体ハ大率正篇に倣ひ而して時に和漢の故

事を補綴するは幼童婦女子をして其孝義節操を確認せしめむかためなり。この編の原稿は宮内卿より各府県に照会し各地方において賞典旌表の挙ありしを上申せしめしものなれハ、一地方にても其数許多にして悉く記載するに遑あらず。中について特殊とみゆるを撰抜して載録せり。されとその原稿中あるは賞詞の文のみなるあり、あるは戸長の上申書又は所聞を副するあり、あるはその所行を特に作文していたせるもありて精疎各ひとしからず。故に此編においても甲に密にして乙に疎なるあり。丙に多くして丁に寡きあり。原稿の密なるはおのつからその事実を盡し、疎なるものは事実の詳細をするに由なし。此に由て事実の疎なるものも特殊の行ひありて却て此篇に洩れたるもの、あらむも知るへからず。此等是他日再び増補拾集して遺風なからしめんとす。

この例言からは、続編が「幼童婦女子」への孝義節操を意識した編纂であることが読み取れる。

(6) 西谷成憲『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒賞との関連において―(前出)

なお、明治十二年八月に示された教育根本方針「教学聖旨」以後、文部省による官撰修身書の編集が始まり教科書類の調査が行われた結果、この『明治孝節録』は使用禁止の書にあげられているという。(山住正巳『教育の体系』日本近代思想大系6、岩波書店、一九九〇)。

(7) 宮内庁に所蔵される『婦女鑑』の複数の草稿本には、当初「婦女善行録」という題名がつけられていたものもあるという。昭憲皇太后は、この書を華族女学校の教科書として下賜している(国民精神文化研究所『教育勅語渙發関係資料集』第一巻、「婦女鑑」解説、

一九三九)。

(8) 岩倉使節団に同行した津田梅子らの留学生は、出発前に皇后に謁見した際、「女学」に関して次のような沙汰書を受けている。「其方女子にして洋学修行の志、誠に神妙の事に候。追々女学御取建の儀に候へば、成業帰朝の上は婦女の模範とも相成候様心掛け、日夜勉勵可致事。」(高橋裕子『津田梅子の社会史』玉川大学出版部、二〇〇二)。少なくとも当初の「女学」とは、洋学を習得した開化した女性を一つの理想像として想定していたと考えられる。

(9) 上田景二編『昭憲皇太后史』(前出)。

(10) 若桑みどり『皇后の肖像』岩波書店、二〇〇二。

(11) 山口和孝氏は明治政府の国民教育政策にある、学制に基づく学校教育が学校教育と宗教との関係を曖昧にしたまま出発したことを意味していると論じている(山口和孝「訓導と教導職―日本の近代公教育制度成立期にみられる宗教と教育の関係」『国際基督教大学学報』、1A教育研究二四号、一九八二)。

(12) 例えば、島根県に伝わる石見神楽は、もともと神職によって行われていたが、それが禁じられた結果、神職の手から農民の手に引き渡す「神俗交代」が行われたという(矢富巖夫『日本の美を舞う―石見神楽』石見神楽高津社中、二〇〇〇)。

(13) 明治初年一時復興された「御巫」には、それまで内侍所で天照大神の祭祀を専らとした「刀自」といわれていた女官たちが任命された。つまり明治の御巫は、古代の御巫のように八神を祭る職ではなく、賢所祭祀の担い手であった。

(14) 門脇重綾は、神社神職の妻女を「みこ」と呼んで「巫」字を用い、あるいは宮中や神宮で少女たちをもちいることが、巫覡との相混の原因であることを述べている(拙稿『女性神職の近代―神祇儀礼・

- 行政をめぐる祭祀者の研究』ペリかん社、二〇〇九、五九頁。
- (15) こうした美静の「巫」や「神事」に対する徹底した見解は、例えば加部嚴夫『木園大人福羽先生小傳下篇』（一九〇八、一八八頁）にもみられる。（傍線は筆者）
- 一 先生将来に神道玄妙派「菅家遺誠中句文より出づ」と云ふを興して、大國隆正翁の学説を、後世に傳ふるの考案ありき。此学派に依る者ハ、祈禱、卜筮等一切迷信に係るものを廃し、神前には莊嚴たらんことを欲すれども、敢て酒饌の盛大を望まず、恰も、学校に聖影を安置して拝すが如く、又、勅語を奉読するがごとく、誠心誠意より敬神の實効を表すべし、との腹案あることを謂はれしが、所患の為に発表せらるゝに至らずして事終に息みぬ。
- (16) 「神官教部省管轄トス」（太政官第四百十号・布告）。しかし、明治二十年三月には、（伊勢）神宮を除いた官国幣社以下神社では、「神官」は廃され、「神職」と称されるようになる（「官国幣社ノ神官ヲ廃シ更ニ神職ヲ置ク」閣令第四号）。
- (17) 「各管内社寺ヲ以説教所トナシ稼業ノ餘暇聴聞セシム」（教部省第三号）『太政類典』第二編、第二五〇卷、国立公文書館蔵。
- (18) 教導職の前身には、国学者や神道家を中心として宣教活動を行う「宣教使」があったが、その活動状況は芳しくなく、仏教勢力と共に国民教化活動を図ったのが教導職だった。
- (19) 阪本是丸「近代神社制度の整備過程―明治初期の神祇行政をめぐる―」（上）『國學院大學日本文化研究所紀要』五四、一九八六。
- (20) 「左院意見 教部省建言ノ趣熟議仕候所雅楽ノ衰微セシヨリ以来 惟俗楽ノ熾シニ行ハレ其弊ヤ淫蕩猥芸ニ流レ風ヲ傷ヒ俗ヲ敗リ其世教ニ大害アル実ニ甚シト云ヘシ是畢竟之ヲ管轄スル處ナク勸懲ノ道相立サルニ由ル也故ニ教部省見込ノ通其管轄ニ被仰付可然存候事 三月廿九日」（『太政類典』第二編・第十八卷、国立公文書館蔵）。
- (21) 「五年八月二十三日 教部省布達（府県） 能狂言ヲ始メ音曲歌舞ノ類ハ人心風俗ニ関スル所不少候ニ付左ノ通各管内營業ノ者共ヘ可相達事（以下略）」（『太政類典』第二編、第一六七卷、国立公文書館蔵）。
- (22) 高木博志氏は、福羽美静と左院から教部省に派遣された伊地知正治、高崎五六らとの対立を分析され、美静の免官を神祇行政に関わる最後の国学者の罷免と位置づけている（高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」『ヒストリア』一〇四、一九八四）。
- (23) 「我国は、王統、万世一系の国風なるを以て革運をば、怪まざるの国体なり。然るを今の衆人は、是等分別を為す輩少く、只管外来の新物、頻繁なれば、我が国風は、悉皆無くなり行かんか、と杞憂するもの多く及ぼして、神祇官中の論となり、美静の論は、少数なるを以て、官を罷められ、事茲に破れたり」（加部嚴夫『木園福羽美静小傳』（前出））。
- (24) 『太政類典』第二編、第二二六卷、国立公文書館蔵。
- (25) 「藤のしなひ」（芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成第一卷』神楽・舞楽、三一書房、一九七四）本書解題によれば、今の舞は、元和二年（一六一六）十二月、御巫富田楨子の書き残した歌譜に基づき、明治五年十二月の若宮祭に春日社社司富田光美によって整えられたものとする。
- (26) 「婦人祠官ニ任スルヲ允サス并神祇省道明寺ノ件ヲ取消ス」（『太政類典』第二編、第二六六卷、国立公文書館蔵）。
- (27) 澤谷滋子「敬明の人生、そして―残された日誌と自伝の紹介―」（『富岡敬明と従弟中林梧竹』展図録、蕩墨書道会、平成十七年）。山梨県長坂町日野原の富岡区は敬明の開拓を記念して富岡区とされ、

敬明をまつる開拓神社が建立された。

- (28) 拙稿『女性神職の近代―神祇儀礼・行政をめぐる祭祀者の研究』(前出)。
- (29) 「婦人祠官ニ任スルヲ允サス并神祇省道明寺ノ件ヲ取消ス」『太政類典』第二編(前出)。
- (30) 「大教院并中教院規則」『太政類典』第二編、第二五〇巻、国立公書館蔵。
- (31) 「大教院規則第六條検査詳細方法」(「大教院并中教院規則」『太政類典』(前出))。
- (32) 宣教使活動の不振については、阪本是丸『明治維新と国学者』(大明堂、一九九二)第三章4を参照。
- (33) 但し同書に掲載された教部省上申書による「全国教導職概表」によれば、教導職数は七、二四七(神官四、二〇七、僧侶三、〇四三)の数字が挙がっているので、かなりの誤差が見込まれよう。
- (34) 花蹊日記編集委員会『跡見花蹊日記』第一巻、二〇〇五。
- (35) 小川原正道氏は『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』(慶応大学出版会、二〇〇四)の中で、新聞に掲載された女教師や『教院講録』に記載された大教院で有志の婦人が登用されている記事を引用されているが、女教院についてはとりあげていない。
- (36) 女教院については、榑原千鶴『世界の花とならむ事を望む―跡見花蹊にみる“知”の継承と明治初期の女性教育』『名古屋大学文学部研究論集』文学五六、二〇一〇)、『跡見学園―一三〇年の伝統と創造』(跡見学園、二〇〇五)、尾崎泰弘「田中鎮次家文書にみる明治初期の女性教師―田中かくとその周辺の人々」(『飯能市郷土研究紀要』第二号、飯能市郷土館、二〇〇二)等でとりあげられている。
- (37) 『跡見学園―一三〇年の伝統と創造』(前出)。
- (38) 花蹊日記編集委員会『跡見花蹊日記』第一巻、「跡見花蹊略歴」
- (前出)。
- (39) 明治五年四月に六級以上の教導職は太政官が補任することに規定されたという(小川正道『大教院の研究―明治初期』(前出))。
- (40) 小川原正道『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』(前出)。
- (41) 良子の大講義任命の経緯については『跡見花蹊日記』(前出) 六六九頁―六七〇頁) 参照。
- (42) 『新修平田篤胤全集別巻』「門人姓名録五」(名著出版、一九八二)には、陸奥国仙(台)藩として梅津教知の名がみえる。同門人録によれば、梅津は奥山正胤の紹介によって入門しており、「正胤婿」、「懇親、教知妻奥山照子ハ正胤之女也、三島主典、大講義、金華山祠官」と注記がある。日記によれば、女教院設立には梅津夫妻もまた大きく関わっていることが窺われる。
- (43) 「御教則第一条ノ旨ヲ演説ニ及ビマスル」(三宅守常編『三条教則衍義書資料集』下巻明治聖徳記念学会、二〇〇七)。
- (44) 『明教事実』上下巻は、平田長子・久保惠隣・久保季茲の共著である。『三条教則衍義書資料集』下(前出)に所収される本書の解説には、著者の筆頭にあげられている平田長子については触れられていない。久保季茲の子、久保惠隣が当時十六歳であつて編者としてはいかにも若すぎるため、仔細については今後の課題とある。花蹊の日記には、女教師として平田長子が青山照子と共に度々説教の場に登場していることから、同一人物の可能性は高く、平田長子の編者としての働きは、筆頭著者にあげられている通りに理解しておくべきだろう。
- (45) 田中かくについては、尾崎泰弘「田中鎮次家文書にみる明治初期の女性教師―田中かくとその周辺の人々」(『飯能市郷土研究紀要』第二号(前出))を参照。尾崎氏は、内藤ますの女学塾開塾をめぐ

- る荻野吟子、田中かく、内藤ますの三人の親交について記されている。
- (46) 田邊勝哉編『井上頼園翁小傳』一九一九。
- (47) 河田敦子編著『幕末明治の女性 内藤ますの生涯とその教養形成過程』お茶の水女子大学グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」二〇一〇。
- (48) 井上頼園は明治六年十月には、元紀州邸であった麴町紀尾井一番地に転居し、家塾神習舎もここに移している。麴町の元紀州邸は、かつて大教院が開講された所であるが、その後中教院に転院された。頼園は、明治五年に東京中教院の監督となっており、花蹊の日記には「中教院井上頼園」（明治七年三月二十四日条）とあるので、中教院と女教院の関係はあるいは頼園との繋がりによるものとも思われる。
- (49) 田中明編『木城花野集』可美古文庫、一九九九、国文学研究資料館蔵。
- (50) 『朝野新聞』東京大学法学部明治新聞雑誌文庫、ペリかん社、一九八一。
- (51) 「先般女教院設立致度願上候処不都合之廉も有之候に付日御願下け仕今般更に女学家塾志願に付御差支無之候ハ、御許可被成下度奉懇願候也 八日町十六番 伝右衛門母 明治八年三月十二日 内藤満寿」（『女学家塾願書』『甲府新聞』）河田敦子『幕末明治の女性 内藤ますの生涯とその教養形成過程』（前出）。
- (52) ますから田中かくへ出された明治七年の手紙に「女教院へいかゝ立給ひしや。いまに其まゝなるやうきかまほしう。女教院の君たちまた姉小路殿江集ひ給ふをりなどのさまきかせ給へ。こなたも女教院斗にては立ちかたく女学校打ませて立てむこそおもへ」とある。尾崎泰弘「田中鎮次家文書にみる明治初期の女性教師―田中かくと

その周辺の人々」（前出）尾崎氏はこの手紙から明治七年段階で、甲府でも女教院設立の構想があったのではないかと指摘している。

- (53) 開校式だけでなく、開業三年祭の様子も同様であった。『朝野新聞』には講堂正面に神床を設けて八意思兼神の軸を掛け、生徒たちによって神饌が供えられた後、講義等がなされた様子が記されている（『跡見花蹊の創意』『跡見学園―一三〇年の伝統と創造』（前出））。

〔付記〕史料閲覧を許可下さった津和野町教育委員会、飯能市郷土館、学習院大学図書館に感謝申し上げます。本稿は、平成二十二年度科学研究費補助金（基盤研究（C））による成果の一部でもある。

#### ENGLISH SUMMARY

#### The Policy to Enlighten the Nation and *Jyokyojin* — a Study of Modernization and Restoration —

ODAIRA Mika

In contrast to the ancient *Jingikan*, the Department of Divinities, which was 'reinstated' in 1869, was a completely new institution that added the task of 'enlightening the nation through promulgating the teachings' to its mandate of official duties. This article will trace the evolution of the Policy to Enlighten the Nation into the formal education through the prism of women working on the policy.

*Jyokyojin* was the Women's Institute for the Training of Female State Missionaries (*kyozaiyokujin*), which was established under the Institute of the Great Teachings (*taikyoin*), the stronghold of the 'enlightening of the nation' in the early years of the Meiji Era. This article is concerned with the relations between the *Jyokyojin* and the Ministry of Teachings (*kyobunyo*), and

the role played by scholars of Native Studies (*kokugaku*) on the formation of women's education.

*Key Words:*

国民教化政策 The Policy to Enlighten the Nation

教部省 *Kyobu*yo (Ministry of Teachings)

教導職 *kyodoshoku* (state missionaries)

女教院 *kyoin* (Women's Institute)

国学者 Scholars of the *Kokugaku* (Native Studies)